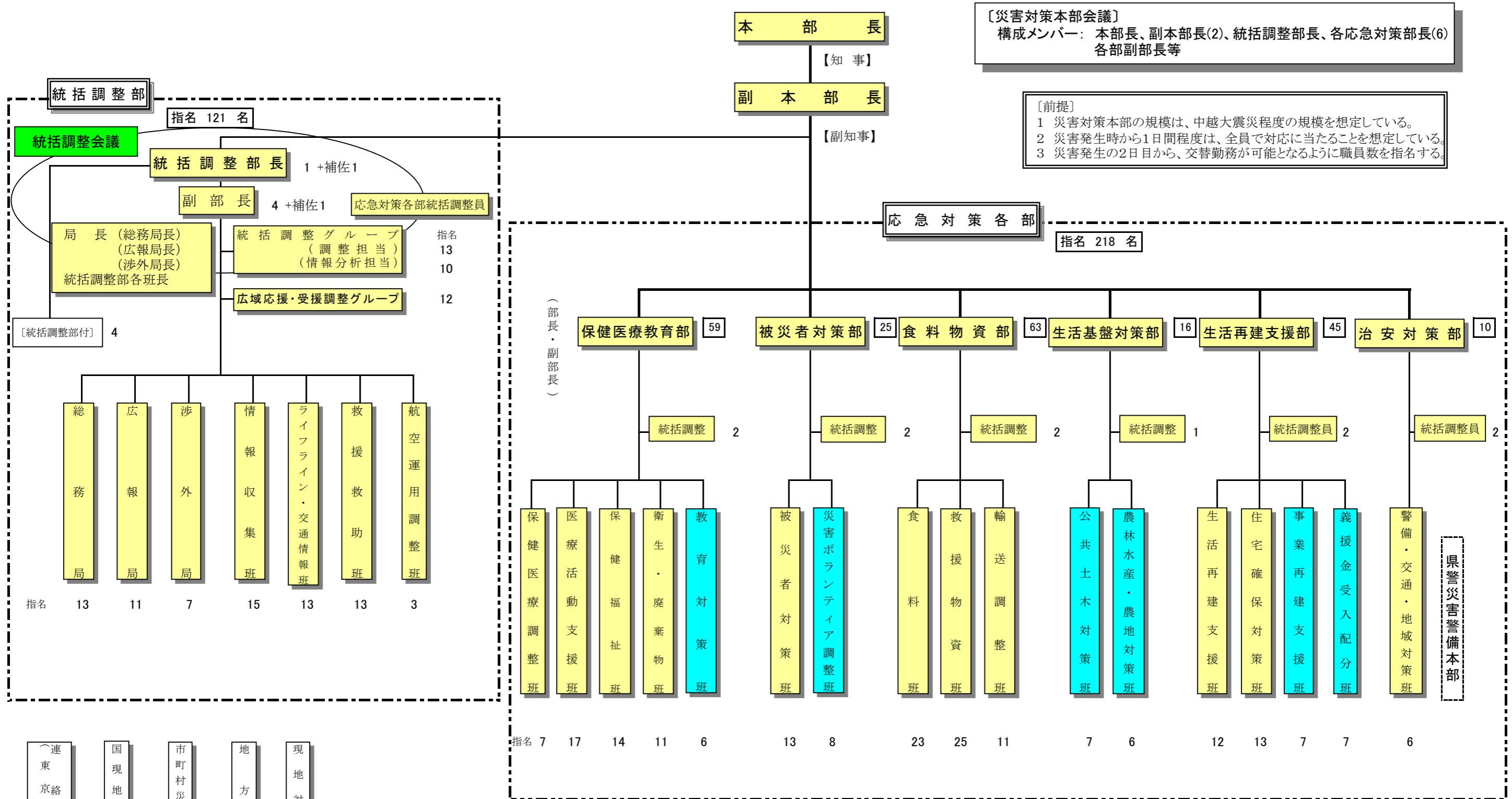


災害応急対策計画

1 災害対策本部の組織・運営

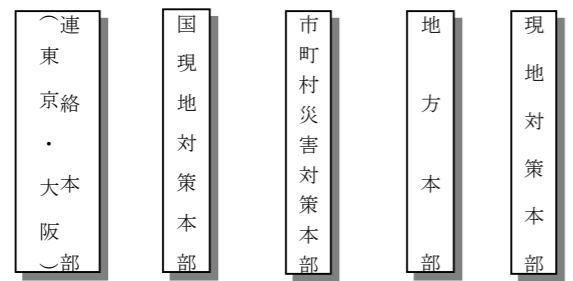
1-(1) 新潟県災害対策本部組織図

【2025年度】



【災害対策本部会議】
構成メンバー：本部長、副本部長(2)、統括調整部長、各応急対策部長(6) 各部副本部長等

【前提】
1 災害対策本部の規模は、中越大震災程度の規模を想定している。
2 災害発生時から1日間程度は、全員で対応に当たることを想定している。
3 災害発生の日から、交替勤務が可能となるように職員数を指名する。



部	指名(名)
統括調整部	121
応急対策部	218
計	339

※ 対策本部の配置職員は予め指定する。(交替要員も併せて指名する。)

の部・班は、災害対応業務を平時の執務室で行うが、部長以下指名された職員は災害対策本部室に詰め、本部と執務室との情報伝達用務を行う。
 の班は、災害対応業務を災害対策本部室又は指定する室で行う。

1 - (2) 災害対策本部と既存部課の関係

R8.4.1現在

- 【注1】 災害対策本部の業務は、本部要員が本部執務室で行うが、必要に応じて本部各班・局・グループ（以下「班等」という。）の指示の下に、既存部課にも対応してもらおうこととなる。その場合の対応既存部課を定めたもの。
- 【注2】 災害対策本部執務室縮小後の各班等の業務のとりまとめや連絡の窓口となる既存課を定めたもの。
- 【注3】 「本部処理」とは、指名された災害対策本部要員が危機管理センターの本部執務室で処理する災害対応業務であり、「所属処理」とは、各部局の所属の執務室において所属の職員が処理する災害対応業務である。

部	班・局・グループ	分掌事務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】
全部共通	全班・局・グループ共通	統括調整部への状況報告（被害及び対応等）に関する事	—（危機対策課）	—（危機対策課）	—	—
		災害対策本部会議及び班長会議等への対応に関する事	—（危機対策課）		—	—
		分掌事務に関する報道対応に関する事	—（危機対策課）		—	—
		本部室連絡員の配置に関する事（各班等の必要に応じて配置）	—（危機対策課）		—	—
		その他統括調整部からの指示事項等への対応に関する事	—（危機対策課）		—	—
危機対策課						
統括調整部	統括調整グループ	災害対策本部の設置及び廃止に関する事	危機対策課	危機対策課		○
		地方本部、現地本部及び連絡本部の設置及び廃止に関する事	危機対策課			○
		災害対策本部室の班等の初期配置、本部要員の招集に関する事	危機対策課			○
		防災会議連絡員室の設置に関する事	—（危機対策課）			○
		災害応急対策の方針に係る企画立案及び進行管理に関する事	危機対策課		○	
		本部長、統括調整部長、統括調整部副部長への報告等に関する事	危機対策課		○	
		災害応急対策に係る全体調整に関する事	危機対策課		○	
		第1回災害対策本部会議の開催に関する事	危機対策課			○
		第2回以降の災害対策本部会議の開催に関する事（資料のとりまとめ及び印刷等を除く）	—（危機対策課）		○	
		班長会議の開催に関する事	—（危機対策課）		○	
		市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事	危機対策課		○	
		事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事	—（危機対策課）		○	
		国（気象台、北陸地整、自衛隊等）へのリエゾン派遣要請に関する事	危機対策課		○	
		防災関係機関との合同会議の開催及び各班による開催の調整に関する事	—（危機対策課）		○	
	緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関する事	危機対策課 消防課	○			
	自衛隊への派遣要請に関する事	危機対策課		○		
	燃料の優先配分方針の決定に関する事	防災企画課	○			
	情報分析担当	災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事	危機対策課	○		
		重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事	危機対策課	○		
		統括調整部各班及び災害対策本部各部が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事	危機対策課	○		
地図情報の統括に関する事		危機対策課	○			
被災市町村への被害状況等収集要員（地域振興局職員）の派遣及び情報収集に関する事		危機対策課	○			
市町村の行政機能の確保状況の把握及び総務省への報告に関する事		危機対策課	○			
安否不明者情報の把握及び公表に関する事		危機対策課	○			
災害対策基本法第60条第6項の規定による避難指示に関する事	危機対策課	○				
災害警戒及び注意喚起の発信に関する事	危機対策課	○				
広域応援・受援調整グループ	被災市町村への自治体職員短期派遣の広域応援調整（チームにいがた等）に関する事（他部及び救援救助班の所管に属する事項を除く。）	防災企画課	○			
	被災市町村の受援状況の情報収集に関する事（他部及び救援救助班の所管に属する事項を除く。）	防災企画課	○			
	他都道府県及び県内市町村への応援要請に関する事（他部及び救援救助班の所管に属する事項を除く。）（短期派遣に限る。）	人事課、市町村課 防災企画課	○			
	他都道府県及び県内市町村への応援要請に関する事（他部及び救援救助班の所管に属する事項を除く。）（中長期派遣に限る。）	人事課、市町村課 防災企画課		○		
	応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援調整確保現地調整会議との調整を含む。）に関する事	防災企画課	○			
	国及び他都道府県等から本県への短期派遣職員の調整に関する事（他部及び救援救助班の所管に属する事項を除く。）	人事課		○		
	国及び他都道府県等から本県への短期派遣職員の受入れ及び宿舍確保等に関する事	人事課		○		
短期派遣職員の活動内容の把握、整理及び記録に関する事	防災企画課	○				

部	班・局・グループ	分掌事務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】	
統括調整部	情報収集班	災害発生初期における市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること	危機対策課	危機対策課	○		
		市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること	危機対策課		○		
		報道及びSNSモニタリングに関すること	危機対策課		○		
		気象・地象情報等の収集に関すること	危機対策課		○		
		県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関すること	危機対策課		○		
		被害報の作成及び消防庁への報告に関すること	危機対策課		○		
		避難者救、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること(総合防災情報システムに関すること)	危機対策課		○		
	ライフライン・交通情報班	交通(道路、鉄道等)の規制、運行等に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること	交通政策課	交通政策課	○		
		ライフライン(電気・ガス・水道・通信)の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること	ICT推進課、消防課、生活衛生課、創業・イノベーション推進課		○		
	救援救助班	救助部隊(陸上)の活動調整に関すること	危機対策課 消防課	消防課	○		
		救助部隊(陸上)の応援要請の検討に関すること	危機対策課 消防課		○		
		救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録(陸上)に関すること	危機対策課		○		
		消防応援活動調整本部の設置・運営に関すること	消防課		○		
		避難者搬送に使用する車両、船艇等の確保に関すること	危機対策課 消防課		○		
		避難実施時の避難者の搬送に関すること	危機対策課 消防課		○		
		サイレントタイム設定に関する報道機関との連絡調整に関すること	危機対策課		○		
	航空運用調整班	救助部隊(航空)の活動調整に関すること	危機対策課	危機対策課	○		
		救助部隊(航空)の応援要請の検討に関すること	危機対策課		○		
		消防応援活動調整本部との調整に関すること	危機対策課		○		
		緊急消防援助隊航空部隊の活動支援に関すること	危機対策課(消防防災航空隊)、消防課			○	
		ヘリコプター等に関する安全運航調整(ノータム発出、緊急用務空域の指定を含む)に関すること	危機対策課		○		
		無線の運用調整に関すること	危機対策課		○		
		ヘリコプター等による情報収集、整理及び記録に関すること	危機対策課		○		
		避難者搬送に使用するヘリコプター等の確保に関すること	危機対策課 消防課		○		
		活動拠点ヘリベース(新潟空港)の代替拠点の決定・調整に関すること	危機対策課(消防防災航空隊)			○	
	総務局	態勢整備担当	災害対策本部、地方本部等の人員調整に関すること	人事課	防災企画課		○
			本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関すること	人事課		○	
			本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること	管財課		○	
			内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員斡旋要請に関すること	危機対策課		○	
			国及び他都道府県等から本県への長期派遣職員の調整に関すること(他部の所管に属する事項を除く。)	人事課			○
			国及び他都道府県等から本県への長期派遣職員の受入れ、身分取扱い及び宿舍確保に関すること	人事課			○
			県内市町村からの長期派遣職員の調整に関すること(他部の所管に属する事項を除く。)	市町村課			○
			自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関すること	危機対策課			○
			緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、第九管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県の受入体制の確保に関すること	危機対策課		○	
			県有車両及び船舶の集中管理に関すること	管財課		○	
			緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関すること	危機対策課 県警本部		○	
			災害用通信施設の機能確保に関すること	管財課 危機対策課			○
		通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること	管財課 危機対策課		○		
		長期派遣職員の活動内容の把握、整理及び記録に関すること	人事課		○		
		救助事務担当	災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関すること	防災企画課		○	
災害対策関係予算全体に関すること			防災企画課		○		
災害対策本部の経費照会・集約に関すること			防災企画課	○			
災害対策本部における経費書類の調整に関すること			防災企画課	○			
他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関すること			防災企画課	○			
激甚災害指定に向けた調整に関すること	防災企画課			○			
激甚災害に関する被害額照会・集約に関すること	防災企画課		○				
災害救助法に基づく住宅の応急修理の実施に関すること	防災企画課		○				
災害救助法に基づく住宅の応急修理の周知に関すること	防災企画課	○					

部	班・局・グループ	分掌事務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】
統括調整部	広報局	報道機関への被害状況等に関する公表資料の提供に関する事	広報広聴課	広報広聴課	○	
		県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事	広報広聴課		○	
		報道機関への報道要請に関する事	広報広聴課		○	
		報道機関からの照会への対応に関する事	広報広聴課		○	
		地域コミュニティFMとの情報連携・提供に関する事	広報広聴課		○	
		県ホームページ・SNSを活用した各種情報提供に関する事	広報広聴課		○	
		在県外国人への情報提供に関する事	広報広聴課			○
		被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に関する事	広報広聴課		○	
		写真等による情報の収集及び記録対応に関する事	広報広聴課		○	
	渉外局	災害対応に係る市町村の行財政政運営に係る助言に関する事	市町村課	政策企画課		○
		被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事（市町村課所管業務に限る。）	市町村課			○
		海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関する事	国際課			○
		被災地の視察、慰問、激励等に関する事	秘書課		○	
		大臣等主要来県者の接遇に関する事	秘書課		○	
		国の機関、国会議員等の視察に関する事	政策企画課		○	
		外国からの視察に関する事	国際課			○
		他都道府県の議員の視察に関する事	議会事務局			○
		他都道府県の職員の視察に関する事	政策企画課			○
		国現地対策本部との連絡調整に関する事	政策企画課		○	
国への要望に関する事	政策企画課	○				
保健医療教育部				病院局総務課		
	統括調整員	部内の総合調整に関する事			—	—
		統括調整部との連絡調整に関する事			—	—
		部所管事務の進捗状況の把握に関する事			—	—
	保健医療調整班	医療活動支援班及び保健福祉班との調整に関する事	福祉保健総務課 地域医療政策課 医師・看護職員確保対策課 感染症対策・薬務課 健康づくり支援課 障害福祉課 病院局	福祉保健総務課	○	
		厚生労働省災害対策本部（同省の現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部）及び他都道府県との連携及び支援要請に関する事	福祉保健総務課 地域医療政策課 医師・看護職員確保対策課 感染症対策・薬務課 健康づくり支援課 障害福祉課 病院局		○	
		保健医療活動チーム（※）、医療従事者及び保健師等の派遣の総合調整に関する事 ※ 県医療救護班（DMAT・DPATを含む。）、県歯科医療救護班、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（他都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。	福祉保健総務課 地域医療政策課 医師・看護職員確保対策課 感染症対策・薬務課 健康づくり支援課 障害福祉課 病院局			○
		医療関係団体への医療活動支援要請に関する事	福祉保健総務課 地域医療政策課 医師・看護職員確保対策課 感染症対策・薬務課 健康づくり支援課 障害福祉課 病院局			○
		保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等に関する事	福祉保健総務課 地域医療政策課 医師・看護職員確保対策課 感染症対策・薬務課 健康づくり支援課 障害福祉課 病院局		○	

部	班・局・グループ	分掌事務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】
保健医療教育部	医療活動支援班	初動時の緊急医療体制の確立に関する事	地域医療政策課	地域医療政策課	○	
		市町村救護所開設状況等の関係機関への提供に関する事	地域医療政策課		○	
		医療機関の活動状況に関する情報収集及び提供に関する事	地域医療政策課 病院局		○	
		災害保健対策現地本部の設置に関する事	地域医療政策課		○	
		県医療救護班（DMAT・DPATを含む。）及び県歯科医療救護班の派遣に関する事	地域医療政策課 障害福祉課 病院局		○	
		災害保健対策現地本部への職員派遣等の活動支援に関する事	地域医療政策課		○	
		救護センターの設置及び医療活動に関する事	地域医療政策課		○	
		患者搬送に係る広域的搬送体制の確保に関する事	地域医療政策課		○	
		医師等医療従事者の確保に関する事	地域医療政策課 病院局		○	
		医師会及び日本赤十字社に対する死体検案及び処理に係る応援要請に関する事	地域医療政策課		○	
		関係機関への医療資器材の供給要請に関する事	地域医療政策課 感染症対策・薬務課 病院局		○	
		棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事	生活衛生課			○
		霊柩車、骨壺等の手配に関する関係団体への応援要請に関する事	生活衛生課			○
		医療機関への医療活動情報の提供に関する事	地域医療政策課 病院局		○	
		医療従事者の派遣に関する事	地域医療政策課		○	
		市町村救護所で行われる医療活動の活動支援に関する事	地域医療政策課		○	
	被災地隣接医療圏における後方医療活動支援（職員及び救護班の派遣等）に関する事	地域医療政策課 病院局	○			
	医療活動支援班	後方病院における医療救護活動に関する事	地域医療政策課 病院局	地域医療政策課	○	
	医療活動支援班	ドクターヘリによる救命救急活動に関する事	地域医療政策課		○	
	保健福祉班	防疫及び保健衛生対応に必要な情報の収集に関する事	感染症対策・薬務課 健康づくり支援課	健康づくり支援課	○	
		巡回保健班の編制及び循環計画の策定並びに健康相談の実施に関する事	福祉保健総務課 医師・看護職員確保対策課			○
		各種保健指導の実施に関する事	健康づくり支援課		○	
		災害防疫対策本部の調整に関する事	感染症対策・薬務課		○	
		健康調査及び健康診断の実施に関する事	感染症対策・薬務課		○	
		感染症対策に関する事	感染症対策・薬務課		○	
		臨時予防接種及び検診の実施に関する事	感染症対策・薬務課			○
		市町村対応の防疫保健衛生対応の県による代替に関する事	感染症対策・薬務課		○	
		各種防疫指導の実施に関する事	感染症対策・薬務課		○	
		各種栄養相談及び指導の実施に関する事	健康づくり支援課		○	
		防疫及び保健衛生対応に係る広域応援の要請に関する事	感染症対策・薬務課 健康づくり支援課		○	
		要配慮者（施設入所者を含む。）の被災状況の把握に関する事	福祉保健総務課 高齢福祉保健課 感染症対策・薬務課 健康づくり支援課 障害福祉課 国際課 観光文化スポーツ部			○
		保健師等の派遣に関する事	福祉保健総務課 医師・看護職員確保対策課			○
		市町村が行う被災した要配慮者の日常生活支援対応に係る指導及び助言に関する事	福祉保健総務課			○
社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関する事		福祉保健総務課 高齢福祉保健課 障害福祉課			○	
要配慮者に対する巡回相談等の実施に関する事		福祉保健総務課			○	
要配慮者の対応に係る市町村支援（職員派遣等）に関する事		福祉保健総務課			○	
要配慮者の居住家屋の雪下ろし及び除雪対応の実施に関する事	福祉保健総務課		○			
手話通訳者の派遣に関する事	障害福祉課		○			
点字資料の作成に関する事	障害福祉課		○			
心のケア対策に関する事	障害福祉課		○			

部	班・局・グループ	分掌事務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】	
保健医療教育部	衛生・廃棄物班	生活環境整備に係る市町村担当部局との連携調整に関する事	生活衛生課	資源循環推進課		○	
		食品衛生班の編制に関する事	生活衛生課			○	
		緊急食品の配給に係る食品衛生確保に関する事	生活衛生課			○	
		給水班の編制及び給水活動の実施に係る関係団体への要請及び連携調整に関する事	生活衛生課			○	
		水質班の編制及び水質検査の実施に係る関係団体への要請及び連携調整に関する事	生活衛生課			○	
		食品衛生協会との連携調整に関する事	生活衛生課			○	
		被災地における愛玩動物の保護対策に関する事	生活衛生課			○	
		市町村廃棄物処理施設の被害状況の把握に関する事	資源循環推進課			○	
		廃棄物の収集場所及び処分方法の指定に関する事	資源循環推進課			○	
		ゴミ処理に係る市町村広域対応の調整並びに国及び関係団体への応援要請に関する事	資源循環推進課			○	
		し尿処理に係る市町村広域対応の調整並びに国及び関係団体への応援要請に関する事	資源循環推進課			○	
		他市町村圏廃棄物処理施設使用に係る応援要請に関する事	資源循環推進課			○	
		仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事	資源循環推進課			○	
		教育対策班			臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事	大学・私学振興課 教育庁総務課 義務教育課 高等学校教育課	教育庁総務課
教育活動の再開に係る検討に関する事	義務教育課 高等学校教育課				○		
教職員の派遣に関する事	教育庁総務課 義務教育課 高等学校教育課				○		
文化財等の被害状況の把握に関する事	文化課				○		
児童及び生徒の被害状況の把握に関する事	大学・私学振興課 義務教育課 高等学校教育課				○		
校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事	大学・私学振興課 義務教育課 高等学校教育課				○		
教科書、学用品等の調達及び斡旋に関する事	義務教育課 高等学校教育課				○		
児童及び生徒に対する心のケアに関する事	生徒指導課 義務教育課 高等学校教育課				○		
被災者対策部	統括調整員	部内の総合調整に関する事		県民生活課	—	—	
		統括調整部との連絡調整に関する事			—	—	
		部所管事務の進捗状況の把握に関する事			—	—	
	被災者対策班		他市町村への広域避難に係る市町村間調整に関する事	危機対策課	福祉保健総務課	○	
			避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事	市町村課		○	
			教育施設における避難所開設の協力に関する事	財務課 義務教育課 高等学校教育課		○	
			自衛隊テントの斡旋に関する事	危機対策課			○
			避難所に係るニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事	防災企画課		○	
			帰宅困難者の支援に関する事	防災企画課		○	
			旅行者の避難所受入に関する事	観光企画課		○	
			外国人の避難所受入に関する事	国際課			○
			避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事	生活衛生課			○
			福祉避難所開設等支援に関する事	福祉保健総務課 高齢福祉保健課 障害福祉課		○	
			公衆浴場組合等への協力要請に関する事	生活衛生課			○
被災者（在宅者を含む。）のニーズ把握に関する事	防災企画課	○					
被災者のニーズ把握に係る県職員、市町村職員応援派遣の広域応援・受援調整グループとの調整に関する事	防災企画課	○					
災害ボランティア調整班		県災害救援ボランティア本部に対する支援に関する事	県民生活課	県民生活課		○	
		市町村災害ボランティアセンターとの連携調整に関する事	県民生活課			○	
		総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関する事	県民生活課			○	
		ボランティアの要請、受入れ、登録及び派遣に係る調整に関する事	県民生活課			○	

部	班・局・グループ	分掌事務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】
食料物資部	農業総務課					
	統括調整員	部内の総合調整に関すること			—	—
		統括調整部との連絡調整に関すること			—	—
		部所管事務の進捗状況の把握に関すること			—	—
	食料班	国によるプッシュ型支援（食料）の受入に関すること	食品・流通課	食品・流通課	○	
		市町村からの食料供給応援要請の受付、把握及び配布に関すること	食品・流通課		○	
		食料供給に係る協定締結団体等への要請に関すること	食品・流通課 防災企画課		○	
		食料供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること	食品・流通課		○	
		日本赤十字社に対する食料の供給又は炊き出しの要請に関すること	防災企画課		○	
		自衛隊に対する食料の供給又は炊き出しの要請に関すること	危機対策課			○
		他都道府県への食料供給に係る応援要請に関すること	防災企画課		○	
		国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること	食品・流通課		○	
		食料の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること	食品・流通課		○	
		県備蓄物資の供給に係る決定及び指示に関すること	防災企画課		○	
		受入食料の供給に係る決定及び指示に関すること	食品・流通課		○	
		北陸農政局への穀物引き渡し要請に関すること	食品・流通課			○
	救援物資班	国によるプッシュ型支援（食料を除く。）の受入に関すること	防災企画課	農業総務課	○	
		市町村からの生活必需品等供給応援要請（食料を除く。）の受付、把握及び配布に関すること	地域産業振興課		○	
		生活必需品等供給（食料を除く。）に係る協定締結団体への要請に関すること	防災企画課		○	
		生活必需品等供給（食料を除く。）に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること	地域産業振興課		○	
		日本赤十字社に対する生活必需品等の供給（食料を除く。）の要請に関すること	防災企画課		○	
		他都道府県への生活必需品等供給（食料を除く。）に係る応援要請に関すること	地域産業振興課		○	
		国の機関に対する生活必需品等供給（食料を除く。）に係る応援要請に関すること	地域産業振興課		○	
		生活必需品販売者に対する適正価格での供給指導に関すること	県民生活課			○
		物資輸送・輸送調整等支援システムに関すること	防災企画課		○	
		燃料の配分に係る統括調整部との調整及び災害時情報収集システムに関すること	防災企画課		○	
		物資の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること	地域産業振興課		○	
		生活必需品等の調達に係る東京事務所及び大阪事務所との調整に関すること	政策企画課 産業政策課		○	
		生活必需品等及び義援物資に係るニーズの報道提供に関すること	広報広聴課			○
		県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること	防災企画課		○	
		受入品の供給に係る決定及び指示に関すること	地域産業振興課		○	
	輸送調整班	食料物資、要員等の緊急輸送手段及び輸送経路の決定に関すること	港湾振興課	港湾振興課	○	
		食料物資の輸送に係る車両船舶等の調達斡旋に関すること	港湾振興課		○	
		食料物資の航空輸送の調達手配に関すること	空港課		○	
		臨時ヘリポートの確保に関すること	港湾振興課		○	
		食料物資の輸送に係る港湾及び漁港の利用に関すること	港湾整備課 漁港課			○
		食料物資の輸送に係る空港の時間外使用許可に関すること	空港課		○	
		北陸信越運輸局等関係機関との連携調整に関すること	交通政策課		○	
		鉄道事業者への輸送応援要請に関すること	交通政策課		○	
		食料物資の広域物資輸送拠点の確保に関すること	港湾振興課		○	
		地域内輸送拠点の情報収集に関すること	港湾振興課		○	
		広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点及び避難所との食料物資要望状況等の連携に関すること	港湾振興課		○	
		配送先別の仕分けに関すること	港湾振興課		○	
		小型車両、ヘリコプター等への積み替え及び発送に関すること	港湾振興課		○	
		食料物資の供給に係るボランティアとの協働対応に関すること	県民生活課			○
		物流業者等の専門家の派遣要請に関すること	防災企画課		○	

部	班・局・グループ	分 掌 事 務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】	
生活 基盤 対策部	統括調整員	部内の総合調整に関すること		監理課	—	—	
		統括調整部との連絡調整に関すること			—	—	
		部所管事務の進捗状況の把握に関すること			—	—	
	公共土木対策班	各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること	土木部、交通政策局、企業局各施設所管課		監理課		○
		交通規制（陸上及び海上）の実施及び迂回路等の策定に関すること	土木部、交通政策局各施設所管課				○
		パトロールカー、道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること	土木部、交通政策局各施設所管課				○
		各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること	土木部、交通政策局、企業局各施設所管課				○
		危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関すること	土木部、交通政策局、企業局各施設所管課				○
		各施設の応急復旧の実施及び調整に関すること	土木部、交通政策局、企業局各施設所管課				○
		市町村の行う上下水道復旧活動への支援及び関係機関への応援要請に関すること	生活衛生課 下水道課				○
		障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関すること	土木部、交通政策局、企業局各施設所管課				○
	農林水産・農地対策班	各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること	農林水産部、農地部各施設所管課		農地管理課		○
		各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること	農林水産部、農地部各施設所管課				○
		危険箇所に係る立入制限措置等の実施に関すること	農林水産部、農地部各施設所管課				○
		被災施設の応急復旧の実施及び調整に関すること	農林水産部、農地部各施設所管課				○
		農作物及び農業用施設の被害状況の収集及び関係機関への情報提供に関すること	農業総務課 経営普及課				○
		二次災害防止のための農業協同組合、農家等への指導又は指示に関すること	経営普及課				○
		応急対策の実施又は農業協同組合、農家等による応急対策の実施に係る指導に関すること	農林水産部、農地部各施設所管課				○
		復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること	農産園芸課 経営普及課				○
	生活 再建 支援部	統括調整員	部内の総合調整に関すること		監理課	—	—
			統括調整部との連絡調整に関すること			—	—
			部所管事務の進捗状況の把握に関すること			—	—
		生活再建支援班	雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること	雇用能力開発課		防災企画課	
生活関連物資等の需給及び価格状況の調査及び監視に関すること			県民生活課				○
県税に係る期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置の実施に関すること			税務課				○
各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること			広報広聴課			○	○
各種支援策の実施窓口の開設に関すること			防災企画課			○	○
各種支援策に係る住民への周知に関すること			広報広聴課			○	○
災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること			防災企画課			○	○
被災者生活再建支援法に関すること			防災企画課			○	○
県単生活再建支援制度に関すること			防災企画課			○	○
災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、被災者生活再建支援法及び県単生活再建支援制度の予算調整に関すること			防災企画課				○
生活必需品の適正価格での供給に係る販売者に対する指導に関すること			県民生活課				○
家屋被害調査に係る支援業務			税務課			○	○

部	班・局・グループ	分掌事務	対応既存部課 【注1】	窓口課 【注2】	本部処理 【注3】	所属処理 【注3】		
生活 再建 支援 部	住宅確保対策班	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な情報の収集に関する こと	建築住宅課 防災企画課	建築住宅課	○			
		災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び応急修理についての関係団体等との 連絡調整に関すること	建築住宅課 防災企画課		○			
		災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に係る内閣府との調整に関すること	防災企画課			○		
		災害救助法に基づく民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅（みなし仮設住 宅）の供与に関すること	建築住宅課			○		
		公営住宅の被災者への提供に係る調整に関すること	建築住宅課			○		
		住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関すること	建築住宅課			○		
		民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること	建築住宅課			○		
		応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること	建築住宅課 防災企画課 林政課		○			
		被災地危険度判定の実施に係る連携調整に関すること	都市政策課			○		
		被災建築物応急危険度判定支援本部の設置及び実施に係る調整に関すること	建築住宅課			○		
	事業再建支援班	被災した農家、畜産家、林業家、漁家等に対する支援対応に関すること	経営普及課 畜産課 林政課 水産課	産業政策課			○	
		二次被害防止のための指示及び要請に関すること	経営普及課 畜産課 林政課 水産課				○	
		関係団体等への支援及び協力の要請に関すること	当該関係団体所管課				○	
		相談窓口の開設に関すること	産業政策課 経営普及課 水産課 林政課				○	
		セーフティネット指定に向けた調査の実施に関すること	地域産業振興課				○	
		金融対策（災害復旧資金制度の創設等）に関すること	地域産業振興課 経営普及課				○	
		事業再開に係る支援（専門家の派遣等）に関すること	経営普及課 畜産課 林政課 水産課 産業政策課 地域産業振興課 創業・イノベーション推進課				○	
		共同施設等の復旧支援に関すること	農林水産部施設所管課				○	
		風評被害対策に関すること	産業政策課 観光企画課 農業総務課				○	
		義援金受入配分班	義援金品の受付受入窓口の開設に関すること		出納局	出納局管理課		
	義援金品受付受入れの周知に関すること		出納局				○	
	義援金品受領証の発行に関すること		出納局				○	
	義援金品の公表に関すること		出納局				○	
	礼状の作成及び送付に関すること		出納局				○	
	義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関すること		県民生活課 福祉保健総務課				○	
	治安 対策 部	警備第二課						
		統括調整員	部内の総合調整に関すること			—	—	
			統括調整部との連絡調整に関すること			—	—	
			部所管事務の進捗状況の把握に関すること			—	—	
警備・交通・地域対策班		災害警備活動に関すること	県警本部	警備第二課			○	
		県及び警察との連絡調整に関すること	県警本部		○			
		他機関との連絡調整に関すること	県警本部				○	

1-(3) 災害対策本部職員指名人数一覧

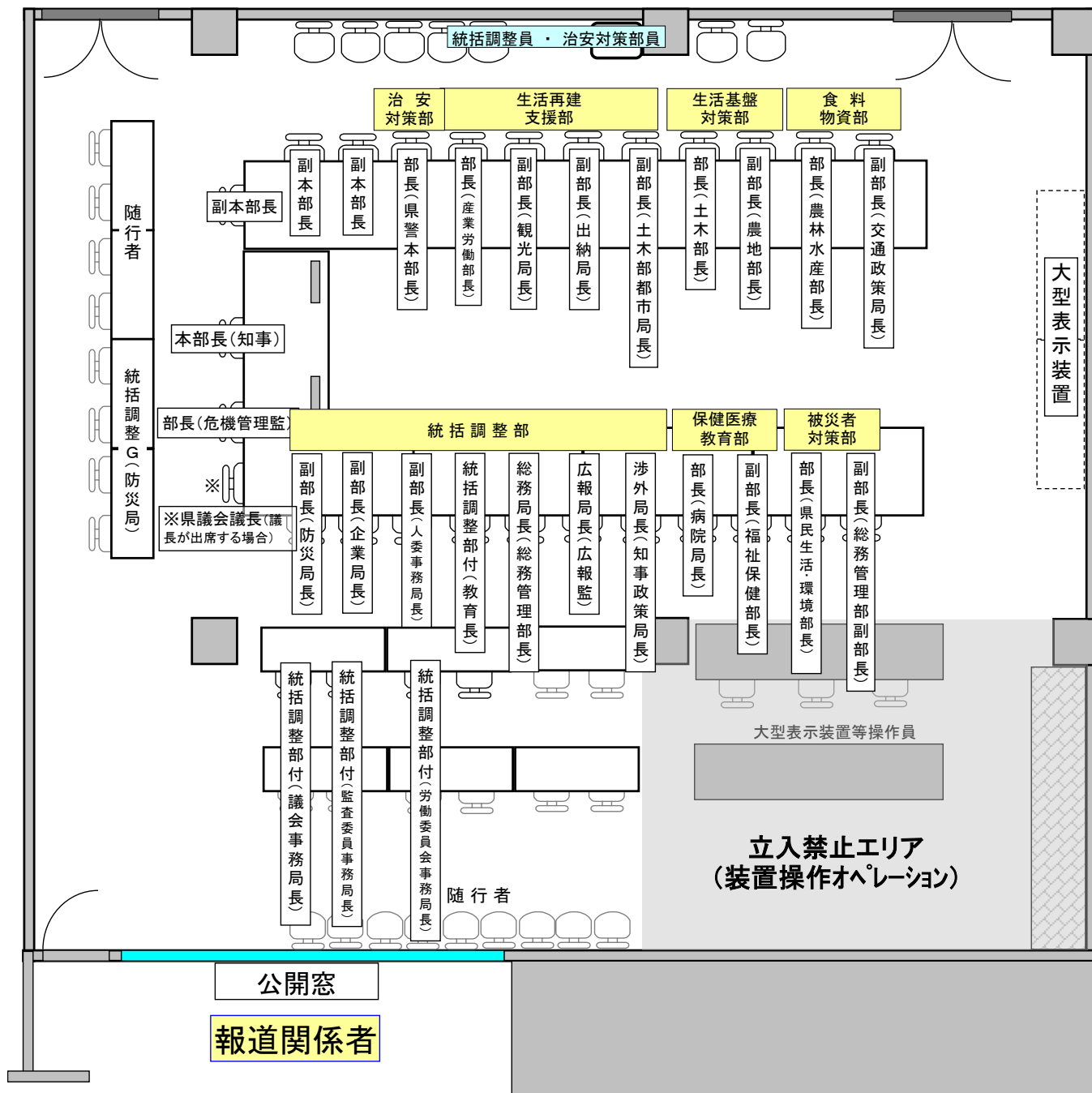
【令和7年度】

所属	危機管理監	知事政策局	総務部	環境局	福祉保健部	産業労働部	観光文化スポーツ部	農林水産部	農地部	土木部	交通政策局	出納局	病院局	企業局	議会事務局	人事委員会事務局	監査委員事務局	労働委員会事務局	教育庁	県警本部	防災局	指名数
本部組織																						
統括調整部	1	19	22	1	0	3	1	0	6	5	6	2	0	1	5	2	4	4	1	0	38	121
部長	1																					1
部長補佐			1																			1
副部長														1		1					2	4
副部長補佐				1																		1
統括調整グループ		1	13	0	0	3	1	0	6	5	6	2	0	0	4	1	3	3	0	0	31	79
統括調整グループリーダー																					1	1
統括調整グループ（調整担当）			2													1					9	12
統括調整グループ（情報分析担当）			1												3						6	10
広域応援・受援調整グループ			5				1		1	1		1									3	12
情報収集班			3						3			1			1		3	3			1	15
ライフライン・交通情報班						3				4	6											13
救援救助班		1	2						2												8	13
航空運用調整班																					3	3
総務局			8																		5	13
広報局		11																				11
渉外局		7																				7
統括調整部付															1		1	1	1			4
応急対策部	0	0	20	11	38	17	9	26	11	24	7	8	11	4	1	3	2	0	12	10	4	218
保健医療教育部		0	1	8	29	1	1	0	0	2	0	0	10	0	0	0	0	0	7	0	0	59
部長													1									1
副部長					1																	1
統括調整員					1														1			2
保健医療調整班					5								2									7
医療活動支援班					12								5									17
保健福祉班			1	2	8	1							2									14
衛生・廃棄物班				6	2		1			2												11
教育対策班																			6			6
被災者対策部		0	8	3	7	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	1	25
部長				1																		1
副部長			1																			1
統括調整員			1	1																		2
被災者対策班			3		5		2													2	1	13
災害ボランティア調整班			3	1	2								1			1						8
食料物資部		0	4	0	0	10	3	19	5	0	7	3	0	3	0	2	2	0	3	0	2	63
部長								1														1
副部長											1											1
統括調整員								1			1											2
食料班					5		11	5									2					23
救援物資班			2		3	3	6				3		2		2				3		1	25
輸送調整班			2		2						5		1								1	11
生活基盤対策部		0	0	0	0	0	0	3	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
部長										1												1
副部長									1													1
統括調整員									1													1
公共土木対策班										7												7
農林水産・農地対策班								3	3													6
生活再建支援部		0	7	0	2	6	3	4	1	14	0	5	0	1	1	0	0	0	0	0	1	45
部長					1																	1
副部長							1			1		1										3
統括調整員					1					1												2
生活再建支援班			6				2		1	2											1	12
住宅確保対策班					1					10				1	1							13
事業再建支援班					3			4														7
義援金受入配分班			1		2							4										7
治安対策部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
部長																					1	1
副部長																					1	1
統括調整員																					2	2
警備・交通・地域対策班																					6	6
合計	1	19	42	12	38	20	10	26	17	29	13	10	11	5	6	5	6	4	13	10	42	339

1-(4) 災害対策本部員会議座席表

災害対策本部会議室

西回廊2F 危機管理センター

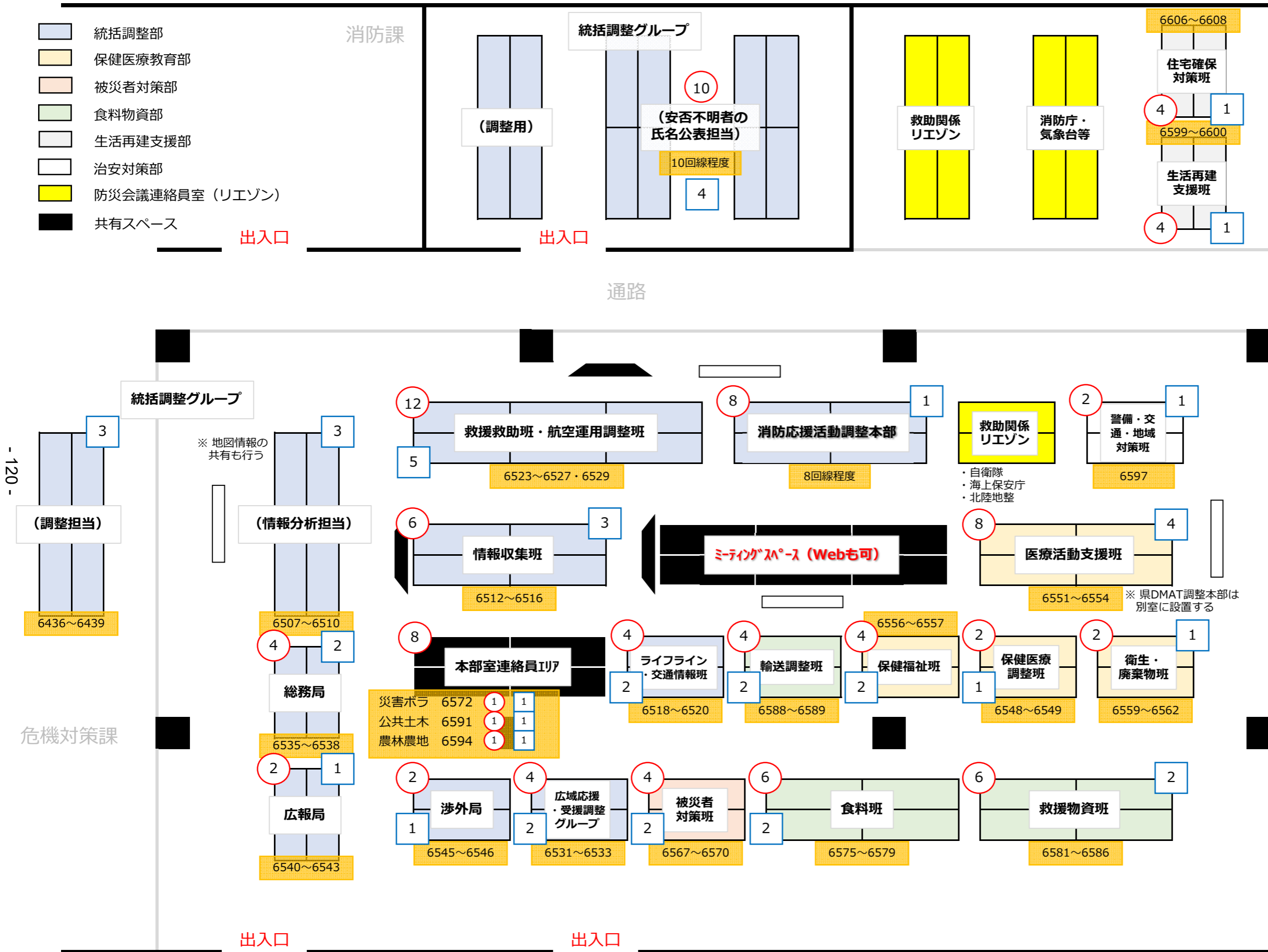


○席順は、災害対策本部の組織順で配置。

○関係機関の長等が参加する場合は、本部長寄りの席を開け、変更する。

1—(5)—1 災害対策本部配置図 (令和7年4月～)

- 統括調整部
- 保健医療教育部
- 被災者対策部
- 食料物資部
- 生活再建支援部
- 治安対策部
- 防災会議連絡員室 (リエゾン)
- 共有スペース



- ※ 他班との連携等のために、活動スペースが必要になる場合は防災局で別途会議室等を確保します。
- ▼使用が想定される会議室等 (定員)
- ・西回廊講堂 (216名)
 - ・会議室102 (51名)
 - ・会議室103 (50名)
 - ・会議室104 (18名)
 - ・会議室201 (40名)
 - ・会議室202 (18名)
 - ・会議室402 (18名)
 - ・会議室404 (18名)
 - ・会議室504 (24名)
 - ・会議室505 (15名)
 - ・会議室506 (24名)
 - ・会議室508 (76名)
 - ・会議室509 (24名)
 - ・会議室601 (18名)
 - ・会議室602 (18名)
 - ・会議室803 (42名)
 - ・会議室1001 (18名)
 - ・会議室1401 (32名)
 - ・会議室1702 (24名) [R7.4現在]

- = モニター
- = 机1台
- = ホワイトボード
- = 柱
- = 内線
- N = 想定活動人数
- ※ 発災直後の参集は考慮しない
- 1 = PC台数

- 非本部展開班内線番号 (各班副班長席)
- 教育対策班 3789 (教育庁総務課課長補佐)
 - 事業再建支援班 2901 (地域農政推進課課長補佐)
 - 義援金受入配分班 2631 (福祉保健総務課人権啓発室長)

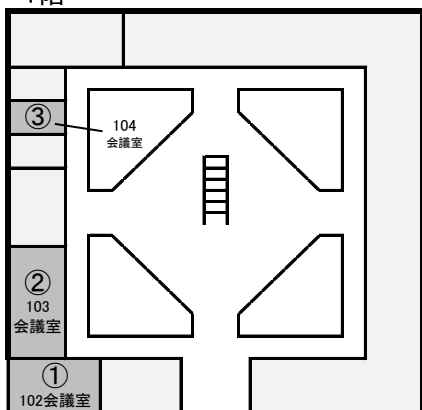
【使用する資機材 (大会議室+中会議室+原子力安全対策課分室)】
 机: 88卓 PC: 49台 モニター: 3台 ホワイトボード: 4台

- 120 -

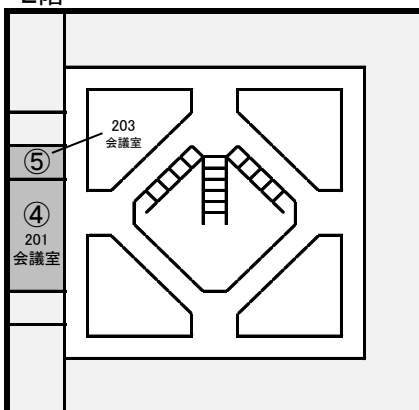
1 - (5) - 2 優先活用エリアの状況

行政庁

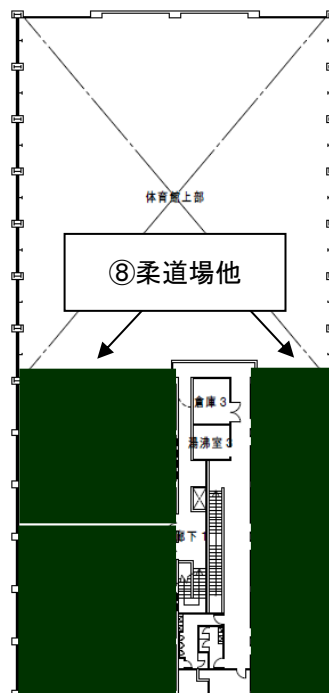
1階



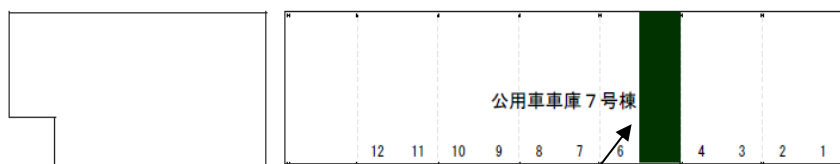
2階



職員会館 (2)

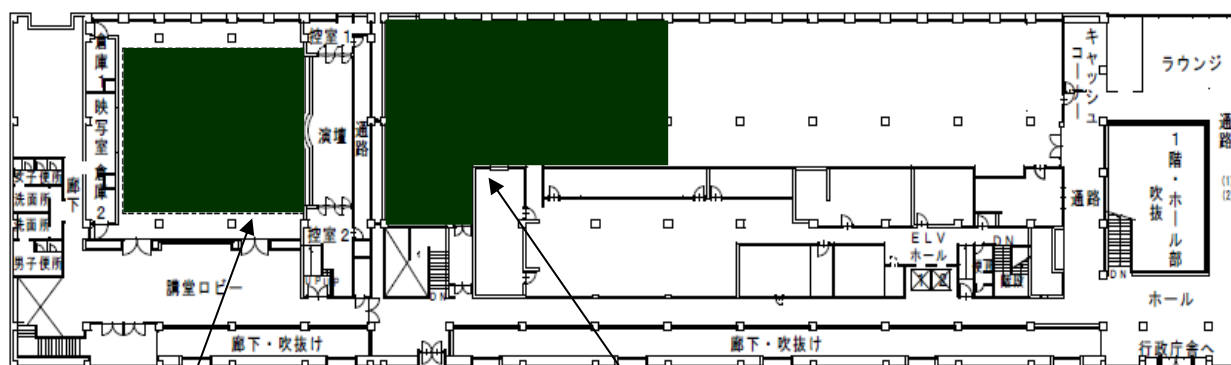


車庫棟



⑨車庫(北側)
(本部活動用備蓄倉庫)

西回廊



⑦西回廊講堂
(DMAT新潟県調整本)

⑥旧一般食堂奥側
(政府現地対策本部)

No	既存室	室名	使用機関等	備考
①	102会議室	他県・関係機関等控室	他県、関係機関	
②	103会議室	他県・関係機関等控室	他県、関係機関	
③	104会議室	他県・関係機関等控室	他県、関係機関	
④	201会議室	指定行政機関等控室	指定行政機関、指定地方行政機関	
⑤	203会議室	大学等研究チーム使用室	大学等研究チーム	
⑥	旧一般食堂奥側	政府現地対策本部	政府現地対策本部	
⑦	西回廊講堂	DMAT新潟県調整本部	新潟DMAT	
⑧	柔道場他	災害時仮眠室	仮眠室等	職員会館
⑨	車庫(北側)	本部活動用備蓄倉庫	食料、資機材等の備蓄	車庫棟

1 - (6) 対策本部等の設置区分

設置区分	災害対策基本法に基づく災害対策本部	危機管理対応方針に基づく対策本部等			危機管理対応方針に基づく 地域危機管理本部
		複数部局が関係する 事案に対処するための 対策本部	複数部局が連携し、 被害の発生に備える ための警戒本部	単一部局が設置する対策 本部及び警戒本部	地域振興局長が、危機が発生 した場合又はそのおそれがある 場合に、地域振興局長の判断 で設置する地域危機管理本部
名 称	〇〇災害対策本部	〇〇対策本部	〇〇警戒本部	〇〇対策本部及び 〇〇警戒本部	名称は、地域振興局長が決定
本 部 長	知 事	知事又は危機管理監	危機管理監又は 主たる対応部局長	主たる対応部局長	地域振興局長
危機管理監	統括調整部長	副本部長又は本部長	本部長		

上記表の場合 の地域における 体制	地方本部	個別の設置要綱等に基づく地域組織の体制 (例：新潟県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱に基づく現地対策本部)
-------------------------	------	--

1－(7) 地方本部の所管区域

地方本部	設置場所	所 管 区 域
村 上	村上地域振興局	村上市、岩船郡関川村、岩船郡粟島浦村
新 発 田	新発田地域振興局	新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡聖籠町
新 潟	新潟地域振興局	新潟市、五泉市、東蒲原郡阿賀町
三 条	三条地域振興局	三条市、加茂市、燕市、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町
長 岡	長岡地域振興局	長岡市、小千谷市、見附市、三島郡出雲崎町
魚 沼	魚沼地域振興局	魚沼市
南 魚 沼	南魚沼地域振興局	南魚沼市、南魚沼郡湯沢町
十 日 町	十日町地域振興局	十日町市、中魚沼郡津南町
柏 崎	柏崎地域振興局	柏崎市、刈羽郡刈羽村
上 越	上越地域振興局	上越市、妙高市
糸 魚 川	糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐 渡	佐渡地域振興局	佐渡市

1-(8) 地方本部・連絡本部の組織及び分掌事務基準

地方本部の組織及び分掌事務基準

部	班名	班員所属地域機関	分 掌 事 務
連絡調整部	総務班	◎地域振興局 企画振興部	・庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること
	総合調整班		・地方本部内各班相互の職員応援調整に関すること
			・地方本部職員、他機関の応援職員の福利厚生に関すること
			・県の使用する緊急車両(県有車両及び県が雇い上げた車両)への標章等の交付に関すること
			・各班に属さない事項の処理に関すること
			・地方本部内の連絡調整及び地方本部会議に関すること
			・災害現地調査に関する各班調整に関すること
			・各地域機関の所管事項の被害、応急対策等の状況把握に関すること
			・各種輸送業務の調整に関すること
			・市町村の被害、応急対策等の情報収集及び本部への報告に関すること
渉外班	・市町村災害対策本部との連絡調整に関すること		
	・県本部から指示された事項の処理に関すること		
	・隣接地方本部との連絡調整に関すること		
	・住民からの要望に対する調整・処理に関すること		
対策部	健康福祉(環境)班	◎地域振興局 健康福祉(環境)部 ・福祉保健部の地域機関	・庁舎等管理施設・設備及び所管事項の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること
			・被災者の医療救護及び救護センターの設置に関すること
			・被災者の健康相談及び健康指導に関すること
			・医薬品及び衛生資材の調達・確保に関すること
			・被災地における清掃、衛生維持及び防疫に関すること
			・被災地の給水及び食品衛生に関すること
			・遺体処理の応援体制に関すること
			・被災地におけるボランティア活動の支援に関すること
			・被災した低所得者、障害者、老人、母子世帯等の援護対策に関すること
			・被災者更生のための相談・指導に関すること
	農林(農地)班	◎地域振興局 農林(農業)振興部 ◎新発田地域振興局 農村整備部 ◎佐渡地域振興局 農林水産振興部 ・その他農林水産部の地域機関	・庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること
			・農林水産部地域機関所管事項の被害調査及び応急対策に関すること
			・農地部地域機関所管事項の被害調査及び応急対策に関すること
			・被災農家の相談、指導に関すること
			・被災地域における飼料、肥料、農薬、家畜用医薬品等のあっせん・調達に関すること
			・その他農林水産及び農地関係事項の処理に関すること
			・県本部から指示された事項の処理に関すること
			・被災地視察の受入調整に関すること
			・援助物資の受入れ及び配送に関すること
			・被災地視察の受入調整に関すること

部	班名	班員所属地域機関	分 掌 事 務
対策部	地域整備班	◎地域振興局 地域整備部 ・その他土木部及び 交通政策局の 地域機関	・庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関する事
			・土木部及び交通政策局地域機関所管事項の被害調査及び応急対策に関する事
			・緊急輸送道路の確保及び交通規制に関する事
			・管理区域内障害物の除去に関する事
			・被災住宅の応急危険度判定及び応急修理に関する事
			・応急仮設住宅の建設に関する事
			・被災建築物の建築相談及び指導に関する事
			・港湾施設内の津波対策に関する事
			・緊急海運施設の確保に関する事
			・建設業協会地方支部との連携に関する事
	・その他土木関係事項の処理に関する事		
	・県本部から指示された事項の処理に関する事		
	産業労働班	◎産業労働部の地域機関	・庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関する事
			・産業労働部地域機関所管事項の被害調査及び応急対策に関する事
			・災害応急対策のための就労者の確保に関する事
			・被災者の就労確保に関する事
	・その他産業労働関係事項の処理に関する事		
	・県本部から指示された事項の処理に関する事		
	病院班	◎県立病院(看護専門学校含む。)	・庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関する事
			・負傷者等救急患者の受入及び他病院との受入調整に関する事
・その他病院関係事項の処理に関する事			
・県本部から指示された事項の処理に関する事			
企業班	◎企業局の地域機関	・庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関する事	
		・その他公営企業関係事項の処理に関する事	
		・県本部から指示された事項の処理に関する事	
教育班	◎教育事務所 ・その他教育庁の 地域機関	・庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関する事	
		・市町村立学校施設の被害状況調査及び報告に関する事	
		・児童・生徒及び教職員の被災状況調査及び授業実施に関する事	
		・教育活動再開に向けての指導・助言に関する事	
		・教科書及び学用品の調達・あっせんに関する事	
		・PTA関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事	
		・避難所の開設、運営の協力に関する事	
		・その他教育関係事項の処理に関する事	
・県本部から指示された事項の処理に関する事			

※1 ◎印は所属長が班長となる地域機関(地域振興局にあっては所管する班の事務を担当する部の部長又は副部長若しくは課長をもって充てる。)

2 地方本部内各班の構成地域機関(支所、分所等を含む。)は、各地域機関の管轄区域等を勘案して本部長が定める。

連絡本部の組織及び分掌事務

名 称 本部長	班 員	分 掌 事 務
東京連絡本部 東京事務所長	東京事務所職員	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 災害関連事項の国会、中央諸官庁その他関係機関への連絡に関すること。 ▪ 中央諸官庁等の災害関係情報、資料等の収集・調査及び連絡司令室への報告に関すること。 ▪ 関東地方における災害対策用物資のあっせん・調達に関すること。 ▪ 県人会、当県関係企業等への災害関連情報の提供に関すること。 ▪ 県本部から指示された事項の処理に関すること。
大阪連絡本部 大阪事務所長	大阪事務所職員	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 関西地方における災害対策用物資のあっせん・調達に関すること。 ▪ 県人会、当県関係企業等への災害関連情報の提供に関すること。 ▪ 県本部から指示された事項の処理に関すること。

1 (9) 地震発生時の登庁基準

※登庁にあたっては、職員および家族の安全確保を最優先し、安全性を確認してから登庁すること。

震度	配 備 体 制	
	本庁職員登庁基準	地域機関職員登庁基準
4	地震第1次配備体制	
	1 危機対策課 (1) 課長及び課長補佐 (2) その他の職員 5割程度 2 防災企画課・消防課・原子力安全対策課 職員 各室係(班) 1名以上 3 応急対策が主要な課・室 (1) 課・室の長及び課長補佐 (2) その他の職員 5割程度 4 情報収集及び状況の公表業務が主要な 課・室 2名以上	1 地域振興局 (1) 庁舎管理対策職員 2名以上 (2) 応急対策が主要な部・課・室 (3) 情報収集及び状況の公表業務が主要な部・課・室 2名以上 2 地域振興局以外の地域機関 (1) 応急対策が主要な地域機関 5割程度 (2) 情報収集及び状況の公表業務が主要な地域機関 2名以上
5弱・強	地震第2次配備体制(本庁に警戒本部自動設置)	
	1 危機管理監 2 防災局職員 全 員 3 応急対策が主要な課・室 全 員 4 情報収集及び状況の公表業務が主要な課・室 (1) 課・室の長及び課長補佐 (2) その他の職員 5割以上 5 上記3・4に該当しない課・室 2名以上 6 県災害対策本部の副班長以上の要員として指名されている職員	1 地域振興局 (1) 地域振興局長又は企画振興部長 (2) 庁舎管理対策職員 3名以上 (3) 応急対策が主要な部・課・室 全 員 (4) 情報収集及び状況の公表業務が主要な部・課・室 ① 部等の長及び副部長(副部長相当職にある職員) ② その他の職員 5割以上 2 地域振興局以外の地域機関 (1) 応急対策が主要な地域機関 全 員 (2) 情報収集及び状況の公表業務が主要な地域機関 ① 地域機関の長及び次長(次長相当職にある職員) ② その他の職員 5割以上 3 県災害対策本部(地方本部)の連絡調整部の要員に指名されている職員
6以弱上	地震第3次配備体制(災害対策本部自動設置)	
	原則全職員登庁	原則全職員登庁

- (注) 1 本庁にあつては、県内で観測された震度を基準とする。
 2 地域機関にあつては、管内で観測された震度を基準とする。
 3 本庁に災害対策本部が設置された場合は、本庁職員は原則として全職員登庁する。

